

宮崎県防災訓練（地震津波対策図上訓練）企画運營業務委託仕様書

1 業務の目的

南海トラフ地震発生を想定し、県災害対策本部の初動対応が円滑に行えるよう、図上訓練を企画・実施するとともに、災害対策本部総合対策部及び各調整所等の具体的な活動に係る行動要領（マニュアル）の見直しに係る提言を行う。

2 業務の名称

宮崎県防災訓練（地震津波対策図上訓練）企画運營業務

3 委託期間

契約締結の日から 令和5年2月28日（火）まで

4 業務委託の内容

（1）事前研修会の開催

図上訓練参加者全員が、訓練に係る初期情報や訓練方式について理解できるよう、事前説明を行うとともに、各種設備の取り扱い方法やマニュアルの活用方法を理解できるよう、事前研修を実施する。

- ①事前説明開催日 令和4年7月28日（木）
- ②会場 宮崎県庁防災庁舎3階 総合対策部室
- ③実施方式 講義、各種設備を活用したプレ訓練
- ④参加者 県及び警察、消防、自衛隊、海上保安部、ライフライン関係機関等の職員
（プレイヤー、コントローラーを合わせて概ね150名程度を想定）

（2）図上訓練の実施

南海トラフ地震が発生した場合を想定して、災害対策本部を中心とした図上訓練を実施することにより、本県の災害対応能力の向上を図るとともに、訓練の評価及び訓練参加者へのアンケート聴取を行い、災害対策本部総合対策部行動要領の検証を行う。なお、訓練当日は、コントローラーを支援するとともに、訓練進行支援、記録等を行う。

- ①訓練実施日 令和4年8月9日（火）
- ②会場 宮崎県庁防災庁舎3階 総合対策部室など
- ③実施方式 目的達成のために最適な方式
- ④訓練対象期間 発災直後から3日目までのうち4時間程度（具体的な対象期間は後日決定）
- ⑤参加者 県及び警察、消防、自衛隊、海上保安部、ライフライン関係機関等の職員
（プレイヤー、コントローラーを合わせて概ね150名程度を想定）

（3）訓練実施計画書等の作成

図上訓練を実施するために必要となる、訓練シナリオ、被害想定、状況付与計画、状況付与一覧表、状況付与カード、訓練実施規定、訓練統裁計画、訓練編制表、訓練会場配置図、初期情報、コ

ントローラー運営要領、コントローラー資料、訓練評価用資料、訓練アンケート等の訓練実施関連資料を以下の参考資料に基づき作成する。なお、訓練シナリオや状況付与計画の作成にあたっては、東日本大震災や熊本地震などの被災県の対応状況等を踏まえて、災害対策本部で対応が必要となる具体的な業務を反映する。また、部局対策室や受援対策室との連携を念頭に置いた状況付与も計画する。加えて、「災害時オペレーションシステム」、「バイシンクテーブル」、「WEB 会議システム」等の各種システム機器を活用した状況付与も計画する。

【参考資料】

- ・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画
- ・県としての新たな「津波浸水想定」の設定について（平成 25 年 2 月 19 日）
- ・県における最大クラスの地震動に関する想定について（平成 25 年 10 月 1 日）
- ・県における南海トラフ巨大地震等に伴う被害想定について（令和 2 年 3 月 23 日）
- ・宮崎県津波浸水想定における浸水開始時間予測について（平成 26 年 1 月 30 日）
- ・宮崎県災害対策本部総合対策部各班行動要領（マニュアル）（令和 4 年度）

（４）研究会開催

図上訓練実施後に、訓練の評価結果及び訓練参加者へのアンケート聴取結果を取りまとめ、マニュアルや訓練実施体制の改善点についての素案を研究会で提示し、訓練参加者と討議する。

- ①研究会開催日 令和 4 年 1 0 月 1 8 日（火）
- ②会場 宮崎県庁防災庁舎 3 階 総合対策部室
- ③実施方式 講義、討議
- ④参加者 県及び警察、消防、自衛隊、海上保安部、ライフライン関係機関等の職員
（プレイヤー、コントローラーを合わせて概ね 1 5 0 名程度を想定）

（５）成果品の作成・報告

訓練及び研究会全体をとりまとめたうえで、マニュアルや訓練実施体制の改善点に関する具体的な提案を盛り込んだ業務報告書 1 部（同電子データ 1 部）を作成し、県に提出する。なお、報告書中には、災害対応に不慣れな職員が参照するツールとして、図上訓練で使用した状況付与に対応する模範的な対応の例を記載すること。

5 成果品等の納入場所

住所 〒 8 8 0 - 8 5 0 1 宮崎市橘通東 2 丁目 1 0 番 1 号
宮崎県総務部危機管理局危機管理課 南海トラフ・大規模災害対策担当（担当 祝迫）

6 その他

- （１）この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- （２）企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- （３）委託料の支払い方法は、精算払いとする。
- （４）提出された資料は、返却しない。
- （５）上記に定めのない事項については、県と受託者で協議の上、決定するものとする。